



愛知県代協 <平成28年度・第5号>  
**豊橋支部だより**

発行者：豊橋支部長 下山 暢子  
編集者：広報委員 石川 勝利  
戸澤 武治

一般社団法人 愛知県損害保険代理業協会  
〒460-0008 名古屋市中区栄 1-13-4  
みその大林ビル 6階C号

TEL : 052-203-8722 FAX : 052-203-8723  
E-mail : aidaikyo@crocus.ocn.ne.jp  
<http://www.aichidaikyo.or.jp/>

## ■豊橋支部 平成28年度第4回例会

日時：平成29年2月16日(木) 例会 15:00~17:00

場所：三井住友海上保険株式会社 豊橋支社 4階 テラス会議室

豊橋支部第4回例会が開催されました。下山支部長のあいさつの後、愛知県代協・古林副会長のあいさつと県代協の活動予定、各委員会からの活動報告などの発表がありました。



セミナーは、豊橋市役所安全生活課より交通安全指導者近田弘様にお越しいただき、「高齢者事故の問題と免許証返納について」の講演いただきました。

また、小林大悟弁護士より、ミニ講座「保険判例研究会報告・推定相続人が被保険者を殺害した場合の免責規定適用について」をお話いただきました。

### 各委員会

#### ☆企画環境委員会

不公平と思われる募集や保険会社の対応などがありましたら、ぜひご報告ください。

みなさんからの報告の積み重ねが協議の材料となりますので、気づいたら報告をしていただきたい。

報告用紙は愛知県代協のホームページの「各種ダウンロード」より

ダウンロードしてください。

愛知県代協HP

<https://www.aichidaikyo.or.jp/>

不公正と思われる保険募集報告書

<https://www.aichidaikyo.or.jp/download/aichi-kh2502-0001.pdf>

#### ☆CSR委員会

豊川稲荷の清掃にご参加いただき、ありがとうございました。

今後も継続しながら、いろいろと協議していきたいと思っております。

#### ☆教育委員会

損害保険大学課程コンサルティングコースの受講に、69名の方（2月15日現在）に受講申込みいただきました。ご協力、たいへんありがとうございました。

#### ☆組織委員会

代理店の合併や廃業で会員数は減少傾向です。各保険会社の会合等で会員へのお誘いをお願い致します。また、日頃より会員増強へのお声かけをお願い致します。

#### ☆広報委員会

県代協だよりが発行されます。原稿等ご協力、ありがとうございました。  
また、県代協のホームページもより良いものにしていききたいと思います。委員会で協議していきます。

#### ☆財務委員会

広報用品等を使用するときには代協を通して購入いただけるようお願い致します。  
また、賛助会員が増えるかもしれない。  
賛助会員 ⇒ <https://www.aichidaikyo.or.jp/link.html>

#### セミナー

演題 「高齢者事故の問題と免許証返納」  
講師 豊橋市役所安全生活課 交通安全指導者 近田弘一 氏



最近増加傾向にある高齢者の方の事故について、高齢者の方の特徴を踏まえて講演いただきました。

高齢者の方の特徴として、「せっかち・がんこ・わがまま」が多い、それと目の動く範囲が狭いそうです。そのため、自動車の単独事故、横断中の事故（あまりまわりを注意しない）が多いそうです。我々も高齢者の方の特性を考慮して運転したいものです。

免許の返納については、地域によっては返納に対して特典がある場合もありますが、豊橋市では特にないそうです。返納した場合には、ご希望があれば「運転経歴証明書」（有料）が発行してもらえるそうです。

免許返納への特典ではありませんが、豊橋市では高齢者の方にはバスの回数券やタクシー乗車券を交付しているそうです。

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/4983.htm>

また、豊橋市では、自転車保険の推進しながら、自動車の自動ブレーキへの補助も検討しているようです。

知りませんでした。が、「愛知県警は、平成27年6月1日から、自動車の運転免許を持っている人が酒に酔って自転車を運転した場合、自動車の運転免許を免停にするルールを運用していくそうです。」

そんなことがあるのか？とインターネットで調べてみると、兵庫県と愛知県がこのような運用をしているようです。

自転車も車両です。飲酒運転は厳禁ですね。

## ミニ講座

- 演題 「推定相続人が被保険者を殺害した場合の免責規定適用」  
～自己のためにする生命保険契約を締結していた場合に、推定相続人により契約者が  
故殺された際に「受取人による故殺」を免責事由とする条項は適用されるか～
- 講師 小林大悟法律事務所 弁護士 小林 大悟 氏

生命保険契約において、死亡保険金受取人が契約者・被保険者を殺害してしまった場合の免責について講演いただきました。



保険判例研究会報告として上記の判例を解説いただきました。  
受取人による被保険者故殺の場合の免責に関してなのでこのような事例に遭遇することはないと思いますが、免責事由の考え方など参考になりました。

いつもためになるミニ講座をありがとうございます。

## ■今後の行事予定

◎4月20日(木) 豊橋支部第37回定時総会 15:00～17:00

三井住友海上火災保険株式会社 豊橋支社 4階 テラス会議室

\*終了後、懇親会を開催いたします。ぜひご参加ください。(会費5000円予定)

## 編集後記

平成28年度の支部だよりの発行は、5回ということでした。

例会後にすぐに発行したいと思っていましたが、発行がなかなかタイムリーにできずに申し訳なく思います。

平成29年度は、スピーディーな支部だよりの発行を心掛けたいと思います。

どうもありがとうございます。